

2023 年 日本大学法学部法桜祭

模擬裁判

～スイーツプレートフォト事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第9期生

令和5年11月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 三谷駿太
令和5年（ワ）第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和5年9月3日

判 決

原	告	東郷	寿福
上記訴訟代理人弁護士		坂井	希
同		川上	黎斗

被 告

株式会社 FUJITA Incredible Cooking

上記代表者代表取締役社長 富士田 鈴子

上記訴訟代理人弁護士	星野	孝紀
同	有吉	陸

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、別紙「被被告写真目録」記載の写真を複製、翻案、展示ならびに公衆送信してはならない。
 - 2 被告は、別紙「被被告写真目録」記載の写真を使用した別紙「被被告ホームページ目録」に掲載された別紙「被被告ホームページ記事目録」記載の記事を削除せよ。
 - 3 被告は、別紙「被被告写真目録」記載の写真を使用した別紙「被被告 SNS X 被告アカウント目録」記載の被告アカウントに掲載された別紙「被被告 X 投稿目録」記載の投稿を削除せよ。
 - 4 被告は、別紙「被被告写真目録」記載の写真を使用した別紙「被被告ポスター目録」記載のポスターを複製、展示ならびに公衆送信してはならない。
 - 5 被告は、別紙「被被告写真目録」記載の写真を使用した別紙「被被告ポスター目録」記載のポスターを廃棄せよ。
 - 6 被告は、別紙「被被告テロップ目録」記載のテロップを複製、翻案ならびに公衆送信してはならない。
 - 7 被告は、別紙「被被告テロップ目録」記載のテロップに関するデータを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
 - 8 被告は、原告に対し、金 500 万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
 - 9 被告は、(住所は省略)所在の日本経済新聞社発行の被「日本経済新聞」全国版朝刊に、別紙「被被告謝罪広告目録」記載 1 の謝罪広告文を同目録 2 の掲載条件により一回掲載せよ。
 - 10 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに上記 1 項ないし 8 項についての仮執行の宣言を求める。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、個人で運営している料理人であり、被告は、料理教室を全国に展開し、レシピサイト運営等の業務を行っている株式会社である。

原告は、動画配信・閲覧サービス「YouTube」において、自身のチャンネル「Jyufu Cooking」を開設し、原告スイーツプレートの製作過程を投稿した。また、自身の X (旧 Twitter) のアカウントに本件原告スイーツプレート写真を投稿した。

他方、被告株式会社 **FUJITA Incredible Cooking**(以下「被告会社」という。)は、訴外(株) **AFC** プロダクツ(以下「**AFC** 社」という。)に依頼し、同社所属のライター・大野絢(以下「訴外大野」という。)が製作した本件被告写真および本件被告ホームページ記事を被告会社ホームページに掲載した。

原告は、被告会社に対して、被告が掲載した本件被告写真および本件被告ホームページ記事の内容が、原告のテロップならびに本件原告写真と類似しており、原告のテロップならびに本件原告写真を翻案したものであるとし、別紙「被告写真目録」記載の写真の削除及び別紙「被告テロップ目録」記載のテロップに関するデータを記録した記録媒体からの当該データの削除等を請求した事案である。

2 前提事実

(1) 当事者

ア 原告は、2013年に日本大学生物資源科学部・食品生命学科を卒業後、3年間、パリの料理専門学校 **Le Cordon Vert** (ル・コルドン・ヴェール)へ留学し、在学中にグラン・ディプロムを取得して、2017年からはパリの老舗「**La neige France** (ラ・ネージュ・フランス)」で製菓の修行を積んだ。

イ 被告は、株式会社 **FUJITA Incredible Cooking (FIC)** であり、事業内容として、料理教室の運営事業、料理道具・キッチンツールの企画・開発事業、物販事業、料理本の出版、料理レシピ・料理情報発信、などがある。

(2) 原告写真の概略

本年1月頃、原告は、本件スイーツプレートを「自然の山に訪れた秋」のイメージとして製作し、自身の X (旧 Twitter) や YouTube にアップするレシピ動画に使う目的で、本件写真を撮影した。

(3) 被告写真の概略

被告会社に属する広報・企画部部長の訴外柴寄は、被告会社が運営している HP にて、「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」をコンセプトに記事を企画した。また、訴外 **AFC** 社に記事を依頼する際、記事のサムネイル画像として「豪華なスイーツプレート」をイメージした写真の撮影を依頼した。被告側証人の訴外大野は、それをもとにチーズケーキの作り方と「冬景色」をコンセプトとしたスイーツプレートの写真を撮影した。

(4) 原告動画の概略

原告は、昨年9月頃、自身の YouTube チャンネルに投稿するために本件レシピ動画を製作し、投稿した。

(5) 被告記事の概略

被告会社では、昨年１１月頃、広報部長の訴外柴寄が、「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」をコンセプトに記事を企画し、そこに掲載するレシピとして、AFC社の訴外大野が本件被告ホームページ記事が製作、納品され、被告会社ホームページに掲載された。

第３ 争点

- (1) 「本件原告スイーツプレート写真」の著作物性（争点１）
- (2) 「本件原告スイーツプレート写真」に対する被告の翻案の成否（争点２）
- (3) 「本件原告テロップ」の著作物性（争点３）
- (4) 「本件原告テロップ」に対する被告の翻案の成否（争点４）
- (5) 原告の利用許諾の有無（争点５）
- (6) 引用の抗弁（争点６）

第４ 争点についての当事者の主張

(1) 争点１（本件原告写真の著作物性の有無）

【原告の主張の要旨】

ア 本件原告写真に著作物性はある。

イ 本件原告スイーツプレートには、スイーツプレートの配置、フルーツの種類(ブルーベリー、リンゴ、キウイ)、フルーツの形(木の葉、バラ、くし切り)、ケーキの種類、ケーキ上部の柄(市松模様)などに原告の創作性が見出され、「本件原告スイーツプレート写真」の撮影時には、暖かみを感じさせるライトの調整、小物やドライアイス、といった背景の工夫がされている。

ウ したがって、本件原告写真には、被写体の決定における創作的表現がなされており、かつ、写真の創作的表現においても、ライトの調整やドライアイスによる演出が施されているため、本件原告写真は著作物である。

【被告の主張の要旨】

ア 本件原告写真に著作物性があるとはいえない。

イ 本件原告写真における被写体の決定、及び撮影時の創作性に関して、本件原告スイーツプレートで使用された、フルーツの種類、切り方、配置は、ありふれた表現であり、アイデアと言わざるをえない。また、撮影時の表現において、ライトの色やドライアイスの使用に関しては、一般的な表現であり、特に創作的表現であるとはいえない。

ウ したがって、本件原告写真は著作物であるとはいえない。

(2) 争点２（本件原告写真に対する被告の翻案の成否）

【原告の主張の要旨】

1 原告写真の創作的部分

ア 本件原告写真のスイーツプレートは、主役のケーキよりも果物が大きくカットされており、また、ケーキをセンターに置き、フルーツとソースがそれを囲い対比関係になるように配置されているため、多くの要素をキレイに一つのプレートにまとめるという原告の性格が表現されている。

イ また、本件原告写真と本件被告写真の共通点として、被写体の決定、撮影時の演出方法が挙げられる。具体的な例として、スイーツプレートの配置、フルーツの種類(ブルーベリー、リンゴ、キウイ)、フルーツの形(木の葉、バラ、くし切り)、ケーキの種類、ケーキ上部の柄(市松模様)がある。また撮影時の演習方法として、ドライアイスの使用、落ち葉の使用がある。

2 依拠

原告側証人南ひかるの勧めもあり、被告側証人の訴外 AFC 社のライター、訴外大野は、本件被告記事を作成する際に、参考資料として本件原告写真および原告動画に注目しており、原告の本件写真および原告テロップに依拠している。

【被告の主張】

ア 本件原告写真は著作物ではないから、翻案権侵害とはならない。

イ 原告は、本件原告写真において、果物の選択や切り方、それぞれの配置といった要素が共通すると主張しているが、両者に共通する果物は、リンゴとブルーベリーだけであり、また、切り方においても一般的なくし切りであるため、本件原告写真と本件被告写真が類似するとは言い難い。

ウ さらに、本件原告写真と本件被告写真には相違点が多くあり、具体的には、チーズケーキの形、フルーツの種類、フルーツの切り方、ソースの色、落ち葉の種類、光の温度、写真の角度などが挙げられる。

エ したがって、本件原告写真と本件被告写真は類似しておらず、翻案権侵害は成立しない。

(3)争点3 (本件原告テロップの著作物性の有無)

【原告の主張の要旨】

ア 本件原告テロップは、淡白なレシピ動画ではなく、スイーツプレートの作成方法に関し、ストーリー性を持たせることで、独自の世界観を表現している。

したがって、本件動画は、私の感性と情熱を注ぎこみ、視聴者に共感を持たれるように工夫を凝らしたもので、そのテロップは法律で保護される言語の著作物である。

イ 本件原告テロップの言語の著作物としての特徴は次のようなものである。

ケーキ製作中、クッキーの土台を土地に、チーズケーキを家に見立てて、

①「夢のマイホームを建てられるよう」と表現したり、クリームチーズの塊

を②「夫婦のわだかまり」と表現したり、調理シーンでは一般的に使用されない表現を使っている。これは、原告独自の世界観を表現したものであり、創作性がある。

1つの動画の中でストーリー性のあるテロップに仕上げている。これは、原告の思想又は感情が表現されており、著作物性が認められることに疑いの余地もない。

【被告の主張】

ア 本件原告テロップに著作性があるとは言えない。

イ 本件原告テロップの①「夢のマイホーム」②「夫婦のわだかまり」という表現は、①の場合、土台となる生地を家が建つときの土台と例えて表現することは誰でも思いつくことのできるアイデアの範疇に過ぎず、原告独自の表現とは言えない。

②の場合、「わだかまり」という言葉は、何か懐柔し、ほぐすような行為に使われる表現であり、ありふれた表現である。したがって、本件原告テロップは、一般的に用いられるありきたりな表現に過ぎず、創作性があるとは言えない。

(4)争点 4(本件テロップの翻案の成否)

【原告の主張の要旨】

ア 被告会社は、本件原告テロップを無断利用し、本件被告ホームページ記事を製作して同社ホームページ上に被告テロップ目録記載の文章を用いたレシピを掲載している。

イ 被告ホームページ記事は、本件原告テロップの表現の具体的表現に修正、増減、変更等を加えたものであり、本件原告テロップに依拠しながら、本件原告テロップの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が本件原告テロップの表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物として創作されたものである。

ウ したがって、本件被告テロップは、原告テロップの翻案権を侵害する。

エ 特に侵害が顕著に見られる点には次のようなものがある。

同一性の類似点においては次の通りである。

[1] 本件原告テロップ：「僕も不満をぶつけてみます」

本件被告記事：「この時、日頃の不満をぶつける。」

[2] 本件原告テロップ：「ここに夢のマイホームを建たせられるよう　しっかりと生地を押しましょう」

本件被告記事：「素敵な一軒家を建てるために、基礎工事はしっかりと！」

[3] 本件原告テロップ：「滑らかになるまでじっくりじっくり，夫婦のわだかまりを取るように混ぜていきましょう」

本件被告記事：「この時，心のわだかまりも落とそう！」

[4] 本件原告テロップ：「レモンを入れて若い頃の甘酸っぱさを思い出させてあげましょう」

本件被告記事：「レモンを入れて青春の甘酸っぱさを思い出そう！」

[5] 本件原告テロップ：「生まれた赤子を包むようにすると 上手くセルクルから抜けますよ」

本件被告記事：「恋人を抱くように優しく包むと良い。」

【被告の主張の要旨】

ア 原告テロップはアイデアの範疇であり，著作物ではない。

イ 昨今，ネット上では料理動画を配信する **Youtuber** は数多く，同じようなコメントは多々あり，本件原告動画テロップは，料理レシピに添えられたコメントとしてありきたりの独創性のないコメントであり，言語の著作物であるとしても，本件被告記事とは，いくらかのアイデアが共通するのみである。

ウ 仮に著作物だとしても，本件被告記事内は参考元が明記されており，後述のとおり，引用（法第32条）が成立する。

（5）争点5（原告の利用許諾の有無）

【原告の主張】

原告は，被告会社に対し，本件原告写真および本件原告テロップの利用許諾はしていないと主張する。

被告会社は，原告側証人南との「料理人系 **Youtuber** 紹介」の記事に関する打ち合わせの時に，南から原告の資料を渡され，「是非，これからも注目してね。」と言われたことで，原告は南を介して本件原告写真と原告テロップの「黙示の許諾」があったと主張しているが，原告側証人南は，単に被告会社に対して原告を宣伝しただけであって，許諾を行なったわけではない。

【被告の主張】

ア 被告は著作権法63条1項に基づいて，原告の著作物利用について許諾を受けた。

イ 原告と以前から親交のある広告ジャーナリストである原告側証人南と，本件被告ホームページ記事の製作を請け負ったAFC社のライターである被告側証人大野との打ち合わせがあった。そこで，大野に対して，南から「料理系 **YouTuber** 紹介」記事の作成依頼を受けた。その際，大野は南から，原告についての資料を渡され，「是非，これからも注目してね」と発言を受けた。そこ

で、大野は、原告各著作物に着目するとともに、原告写真および原告テロップは黙示に利用許諾されており、参考資料として利用可能なものであると理解した。

したがって、原告側証人南と被告側証人大野を通して、原告は原告各著作物の利用を黙示に許諾したと認められる。

(6) 争点 6 (引用の抗弁)

【原告の主張の要旨】

本件原告テロップを利用し、本件記事を作成したことについては、引用にあたるとは言えない。

「引用」に当たるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識できなければならず、かつ、これらの両著作物の間に、前者が主、後者が従の関係があると認められなければならない。

しかしながら、本件被告ホームページ記事は、原告テロップの本質的特徴部分に当たる表現が随所に散りばめられ、「明瞭区別性」があるとは言えない。また、本件被告ホームページ記事と本件原告テロップは、単純に前者が主、後者が従ということができるものではない。

したがって、本件被告記事の作成に際して、本件原告テロップの利用したことについては、著作権法第 32 条は適用されず、引用としての利用として許されるものではない。

なお、出所の明示についても、本件原告動画 URL の記載と原告のイニシャルの表記にとどまり、著しく曖昧であって、原告の出所の明示はされていないと解される。

【被告の主張の要旨】

本件原告テロップをもとに本件記事を作成したことは、本件被告ホームページ記事上に、本件原告動画の URL と原告本人であると思われるような表記があり、

両者のテロップを質及び量の二つの観点から見ると、本件被告記事の目的は、デザートプレートを製作している様子の写真を、ネットを媒介に不特定多数に伝えることにより、デザートプレートの作り方を分かりやすく伝達することにある。

また、デザートプレートを製作している様子の写真は、被告証人独自のものである。デザートプレートのテロップについては、本件原告テロップの文章を使用しているが、これは、デザートプレートを製作する上での補助的な役割に過ぎない。以上のことから、本件記事は引用の要件を充足していると言える。

さらに、出所の明示については、本件被告記事には、本件原告動画 URL 並

びに、一目で原告だとわかるイニシャル表記が記載されているため、出所も明示されているといえる。

以上により、本件では、仮に翻案権侵害が成立するとしても、法 32 条の「引用」が成立する。

第 5 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件原告写真の著作物性について)

(1) 著作物の要件について

原告は、本件原告写真が法第 10 条 8 項にいう「写真の著作物」に該当すると主張する。

著作物とは法 2 条 1 項 1 号より、「思想又は感情を創作的に表現したものである。文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。法上で著作物と認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならない。

写真の著作物とは法 10 条 8 項においては、被写体自体に格別の独自性が認められないときは、創作性のある表現部分は、撮影や現像等における独創性のある工夫によって生じる。したがって、原告写真は、撮影時のカメラのレンズの選択、シャッター速度の設定、陰影の付け方などの点で創作性が認められるかが問題となる。

また、撮影の対象物の選択、組み合わせ、配置等において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮すべきである。

(2) 本件原告写真の著作物性について

本件原告写真においての本質的な創作的表現部分は、次のとおりである。

第 1 に、暖かみを感じさせるライトを使用している点。

第 2 に、背景の小物に紅葉を用いている点。

そこで検討すると、第 1 の点は、写真の著作物の要件である、撮影時のカメラのレンズの選択、シャッター速度の設定、陰影の付け方などに含まれるものであり、撮影時における創作的な工夫がされているといえる。

第 2 の点は、背景に赤い紅葉を用いることで、「秋」というテーマをより強調させており、原告独自の世界観が表現されており、本件原告写真の本質的特徴部分だといえる。したがって、原告写真の著作物性は認められる。

2 争点 2 (「本件原告写真」に対する被告の翻案の成否)

(1) 依拠について

被告会社の担当部長柴寄は、被告ホームページ記事にて、「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」をコンセプトに記事を企画し、本件被告写真を撮影した。そのとき被告は、被告証人であるAFC社のライター大野に本件被告写真を依頼し、参考資料として原告が製作した本件原告写真を渡した。

また、被告証人大野は、原告写真を参考資料として本件被告写真を製作したと主張しているため、本件被告写真は本件原告写真に依拠しているといえる。

(2) 原告写真と被告写真の類似性について

ア 共通点

- [1] スイーツプレートのケーキや果物の配置。
- [2] ブルーベリー，リンゴ，キウイを使用している。
- [3] フルーツの形が，木の葉，バラ，くし切りである。
- [4] ケーキがチーズケーキである。
- [5] ケーキ上部の柄が市松模様を用いている。
- [6] 撮影時にドライアイスを使用している。
- [7] プレート外に落ち葉を散りばめている。

イ 相違点

- [8] チーズケーキの形。
- [9] グレープフルーツなども使用している。
- [10] フルーツの切り方。
- [11] ソースがブルーベリーといちごである。
- [12] 落ち葉の種類が赤い紅葉と枯れ葉である。
- [13] 光が暖色と寒色である。
- [14] 写真の角度が異なる。

ウ 検討

原告は、翻案権侵害を主張している。

著作物の翻案とは法27条において、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

共通点は全て（1～7）、本件原告写真のうち表現上の創作性のない部分に係る。一方、相違点の多くは、本件原告写真のうち表現上の創作性のある部分と重なる。本件原告写真も本件被告写真も、共通点（1～7）の全ては、ありふれたものであり、創作的表現とはいえない。しかし、相違点の一部（12～14）は、創作的表現であり、それ自体に著作物性があると認められる。

共通する全ての部分は、ありふれた表現もしくは創作性のない部分であり、他方、相違点の特に（12～14）の部分は、本件各写真の本質的特徴部分なのであって、その点において両者は相違する以上、被告写真は原告写真の翻案権を侵害するとはいえない。

3 争点3（「本件原告テロップ」の著作物性について）

（1）著作物の要件について

原告は本件原告テロップが法 10 条 1 項 1 号の「言語の著作物」に該当すると主張する。

（2）本件原告テロップの著作物性について

本件テロップが著作物と言えるかにつき、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件動画は制作過程の映像、BGM、本件テロップ及びこれに対応したナレーションによって構成されるところ、映像及び BGM のみではストーリー性が乏しく、本件動画の内容を正しく把握することは困難といえる。また、ナレーションが含有しない要素も本件テロップには述べられていることから、本件テロップは、本件動画の構成部分に対して、重要な役割を担うと認められる。その上、本件テロップは淡白なレシピ説明ではなく、スイーツプレートの作成方法に関しストーリー性を持たせており、動画視聴者の興味を引くことを意図して、そのエピソードや表現等の選択と共に、構成や分量等を工夫して作成されたものといえる。表現方法についても、クッキーの土台を土地、チーズケーキを家に見立て、「夢のマイホームを建てられるよう」と表現している点、クリームチーズの塊を「夫婦のわだかまり」と表現している点は、調理シーンでは一般的に使用されないものであり、これは原告独自の世界観を表現したものであるといえる。したがって、本件テロップは原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、言語の著作物と認められる。

4 争点4（「本件原告テロップ」に対する被告の翻案の成否）

（1）翻案の要件について

言語の著作物の翻案とは法 27 条より、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして、著作権法 2 条 1 項とは、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから、既存の著作物に依拠して

創作された著作物が思想，感情もしくはアイデア，事実もしくは事件など表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分において，既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には，翻案に当たらないと解するのが相当である。

(2) 依拠

本件写真同様，被告会社は，運営しているウェブサイトにて，「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」をコンセプトに記事を企画し，本件被告記事を作成した。このとき被告は，訴外AFC社のライターである被告証人大野に本件被告記事を依頼した。被告会社の柴寄が被告証人に対して渡した参考資料の中に，原告が製作した YouTube 動画も含まれていた。また被告証人は，原告の参考資料を元に本件被告記事を製作したと主張しているため，本件被告写真は本件原告写真に依拠しているといえる。

(3) 類似性について

ア 共通点

両者の共通点においては次の通りである。

- [1] 本件原告テロップ：「僕も不満をぶつけてみます」
本件被告テロップ：「この時，日頃の不満をぶつける。」
- [2] 本件原告テロップ：「ここに夢のマイホームを建たせられるよう　しっかりと生地を押しましょう」
本件被告テロップ：「素敵で一軒家を建てるために，基礎工事はしっかりと！」
- [3] 本件原告テロップ：「滑らかになるまでじっくりじっくり，夫婦のわだかまりを取るように混ぜていきましょう」
本件被告テロップ：「この時，心のわだかまりも落とそう！」
- [4] 本件原告テロップ：「レモンを入れて若い頃の甘酸っぱさを思い出させてあげましょう」
本件被告テロップ：「レモンを入れて青春の甘酸っぱさを思い出そう！」
- [5] 本件原告テロップ：「生まれた赤子を包むようにすると　上手くセルクルから抜けますよ」
本件被告テロップ：「恋人を抱くように優しく包むと良い。」

イ 検討

本件証拠（甲第6号証,甲第7号証）によれば,本件原告テロップと本件被告テロップとは, [1]から[5]を表現している点及びその表現の順序において共通し, 同一性がある。しかし, [1, 4, 5]においては, 一般的に料理の過程で用いられることもあるありきたりな表現であり, 表現それ自体ではない部分において同一性が認められるに過ぎない。

[2]においては, ケーキを「夢のマイホーム」と表現している点に原告の創作性が認められ, 被告の「素敵に一軒家」という表現もケーキを家に例えている点については同一性があるが, ケーキを家に例えること自体はアイデアの範疇であって, 原告の思想, 感情が具体的に表現されているわけではなく, その点に同一性が見られるとしても, 翻案とはいえない。

[3]においても, 「わだかまり」という表現がスイーツプレートを作成する過程の同じ部分で使われているという共通点があるが, 「わだかまり」という言葉自体に独創性はなく, 創作的表現部分において共通するとは言えず, 翻案とはいえない。順序に関しても, スイーツ作りの工程の特性上, 順番が同じになるのは当然のことである。

以上の点から被告テロップは, 原告テロップを翻案したとはいえない。

5 争点5（原告の利用許諾の有無）

（1）黙示の利用許諾について

著作権法の利用許諾に関しては, 法63条1項において, 著作権者は他人に対し, その著作物の利用を許諾することができると定められている。また法2項より, この許諾を得た者は, その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において, その許諾に係る著作物を利用することができる。

著作物利用における「黙示の許諾」の意味とは, 著作者が異議を唱えずに, 一度著作物の利用状態が確立した事実は, 著作物の利用を黙示的に許諾したことを意味する。したがって, 利用態様が一度確立された後に, 著作者がその著作物の利用又は態様につき, 撤回を求めることは, 「黙示的許諾」に対する禁反言となり, 許されないと判断される。

（2）本件の当てはめ

被告会社は, 原告から直接的に明示の利用許諾の事実があったわけではない。原告証人南は被告証人大野に対して, 「料理系 YouTuber 紹介」記事の依頼をし, その際, 本件原告写真, 原告テロップ両方が記載された資料を被告証人大野に渡し, 原告について「ぜひこれからも注目してね」と発言をしたとあるが, こ

のやりとりだけで原告・被告間の具体的な権利関係が明確に決められていたとは認めがたく、原告が、利用許諾を行ったと認識することはできないといわざるを得ない。

加えて、原告証人南は、被告会社とも接する機会があり、その際にも原告の動画を宣伝として強く勧めていたことについて、被告は原告の「黙示の利用許諾」を主張している。しかしながら、原告側は、これに対して許諾を了承しておらず、黙示の許諾が成立しているとは言えない。

6 争点6（引用の抗弁）

なお、本件では当裁判所は、本件各原告著作物の翻案の成立を否定するが、仮に翻案が成立するとして付言すると、法48条1項1号によれば、他人の著作物を引用する場合、著作物の出所を明示しなければならない。

ここで、被告は「料理人 Youtuber J」との記載を本件記事上に行っているが、これにより出所の明示があると主張している。

この点、出所の表記は、普遍的に著作者を特定できる表記である必要がある。

そこで本件の事情を見るに、本件の被告ホームページ記事の表記は、著作者を特定するに足りる程度の出所を表記しているとはいえない。したがって、本件の事情では法32条の出所明示義務を果たしておらず、「引用」は成立しない。

第6 結語

以上によれば、本件原告写真および原告テロップはいずれも著作物であるものの、被告写真および被告テロップは、原告写真および原告テロップの翻案権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。

以上により、原告の請求はすべて棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上

令和5年11月3日

日本大学法学部三崎町地方裁判所第88部

裁判長裁判官	森	かれん
裁判官	田中	滴
裁判官	松本	秀蓮

＜判決文要旨＞

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

・ 本件の争点

- (1) 「本件原告スウィーツプレート写真」の著作物性（争点 1）
- (2) 「本件原告スウィーツプレート写真」に対する被告の翻案の成否（争点 2）
- (3) 「本件原告テロップ」の著作物性（争点 3）
- (4) 「本件原告テロップ」に対する被告の翻案の成否（争点 4）
- (5) 原告の利用許諾の有無（争点 5）
- (6) 引用の抗弁（争点 6）

・ 当裁判所の判断

争点 1（本件原告写真の著作物性について）

著作物とは法 2 条 1 項 1 号より、「思想又は感情を創作的に表現したものである。文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

写真の著作物とは法 10 条 8 項において、被写体自体に格別の独自性が認められないとき、創作性のある表現部分は、撮影や現像等における独創性のある工夫によって生じる。したがって、原告写真は、撮影時のカメラのレンズの選択、シャッター速度の設定、陰影の付け方などの点で創作性が認められるかが問題となる。また、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かを考慮すべきである。

本件原告写真においての本質的な創作的表現部分は、次のとおりである。

第1に、暖かみを感じさせるライトを使用している点。

第2に、背景の小物に紅葉を用いている点。

そこで検討すると、第1の点は、写真の著作物の要件である、撮影時における創作的な工夫がされているといえる。

第2の点において、背景に赤い紅葉を用いることは、本件原告写真の本質的特徴部分だといえる。したがって、原告写真の著作物性は認められる。

争点2（「本件原告写真」に対する被告の翻案の成否）

（1） 依拠について

被告会社の担当部長柴寄は、被告ウェブサイト記事にて、「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」をコンセプトに記事を企画し、本件被告写真を撮影した。そのとき被告は、被告証人であるAFC社のライター大野に本件被告写真を依頼し、参考資料として原告が製作した本件原告写真を渡した。

また、被告証人大野は、原告写真を参考資料として本件被告写真を製作したと主張しているため、依拠しているといえる。

（2） 原告写真と被告写真の類似性について

原告写真と被告写真の共通点は次のとおりである。

- [1] スイーツプレートのケーキや果物の配置。
- [2] ブルーベリー、リンゴ、キウイを使用している。
- [3] フルーツの形が、木の葉、バラ、くし切りである。
- [4] ケーキがチーズケーキである。
- [5] ケーキ上部の柄が市松模様を用いている。
- [6] 撮影時にドライアイスを使用している。
- [7] プレート外に落ち葉を散りばめている。

相違点

- [8] チーズケーキの形。
- [9] グレープフルーツなども使用している。
- [10] フルーツの切り方。
- [11] ソースがブルーベリーといちごである。
- [12] 落ち葉の種類が赤い紅葉と枯れ葉である。
- [13] 光が暖色と寒色である。
- [14] 写真の角度が異なる。

検討

著作物の翻案とは法 27 条において、既存の著作物に依拠し、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

本件において共通点は全て、本件原告写真の表現上の創作性のない部分に係る。一方、相違点の多くは、本件原告写真の表現上の創作性のある部分と重なる。したがって、被告写真は原告写真の翻案権を侵害するとはいえない。

争点 3（「本件原告テロップ」の著作物性について）

本件テロップは淡白なレシピ説明ではなく、ストーリー性を持たせており、そのエピソードや表現等の選択と、工夫して作成されたものといえる。表現方法についても、チーズケーキを家に見立て、「夢のマイホームを建てられるよう」と表現している点、クリームチーズの塊を「夫婦のわだかまり」と表現している点は、調理シーンでは一般的に使用されないものであり、これは原告独自の世界観を表現したものであるといえる。したがって、本件テロップは原告の思想又は感情を創作的に表現したものであり、法 10 条 1 項 1 号の言語の著作物と認められる。

争点 4（「本件原告テロップ」に対する被告の翻案の成否）

（1）翻案の要件について

言語の著作物の翻案とは法 27 条に定められている。そして、法 2 条 1 項により、既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情もしくはアイデア、事実もしくは事件など表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には、翻案に当たらないと解するのが相当である。

（2）依拠

本件写真同様、被告会社は、運営しているウェブサイトにて、「クリスマスにピッタリ！お家で簡単チーズケーキ！」の記事を企画し、本件被告記事を作成した。このとき被告は、訴外 AFC 社のライターである被告証人大野に本件被告記事を依頼した。被告会社の柴寄が被告証人に対して渡した参考資料の中に、原告が製作した YouTube 動画も含まれていた。また被告証人は、原告の参考資料を元に本件被告記事を製作したと主張しているため、本件被告写真は本件原

告写真に依拠しているといえる。

(3) 類似性について

原告テロップと被告テロップの共通点は次のとおりである。

[1] 本件原告テロップ：「僕も不満をぶつけてみます」

本件被告テロップ：「この時、日頃の不満をぶつける。」

[2] 本件原告テロップ：「ここに夢のマイホームを建たせられるよう　しっかりと生地を押しましょう」

本件被告テロップ：「素敵な一軒家を建てるために、基礎工事はしっかりと！」

[3] 本件原告テロップ：「滑らかになるまでじっくりじっくり、夫婦のわだかまりを取るように混ぜていきましょう」

本件被告テロップ：「この時、心のわだかまりも落とそう！」

[4] 本件原告テロップ：「レモンを入れて若い頃の甘酸っぱさを思い出させてあげましょう」

本件被告テロップ：「レモンを入れて青春の甘酸っぱさを思い出そう！」

[5] 本件原告テロップ：「生まれた赤子を包むようにすると　上手くセルクルから抜けますよ」

本件被告テロップ：「恋人を抱くように優しく包むと良い。」

イ 検討

本件証拠（甲第6号証,甲第7号証）によれば,本件原告テロップと本件被告テロップとは, [1]から[5]を表現している点及びその表現の順序において共通している。しかし, [1, 4, 5]においては, 一般的に料理の過程で用いられるありきたりな表現であり, 表現それ自体ではない部分において同一性が認められるに過ぎない。

[2] においては, ケーキを「夢のマイホーム」と表現している点に原告の創作性が認められ, 被告の「素敵な一軒家」という表現も同一性があるが, ケーキを家に例えること自体はアイデアの範疇であって, 原告の思想, 感情が具体的に表現されているわけではなく, 翻案とはいえない。

[3] においても, 「わだかまり」という表現に共通点があるが, 「わだかまり」という言葉自体に独創性はなく, 創作的表現部分において共通するとは言えず, 翻案とはいえない。順序に関しても, スイーツ作りの工程の特性上, 順番が同じになるのは当然のことである。

以上の点から被告テロップは, 原告テロップを翻案したとはいえない。

争点5（原告の利用許諾の有無）

著作権法の利用許諾に関しては、法63条1項において、著作権者は他人に対し、その著作物の利用を許諾することができると定められている。また法2項より、この許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

被告会社は、原告から直接的に明示の利用許諾の事実があったわけではない。原告証人南は被告証人大野に対して、「料理系 YouTuber 紹介」記事の依頼をし、その際、本件原告写真、原告テロップ両方が記載された資料を被告証人大野に渡し、原告について「ぜひこれからも注目してね」と発言をしたとあるが、このやりとりだけで、原告が、利用許諾を行ったと認識することはできない。

加えて、原告証人南が被告会社に対し、原告の動画を宣伝として強く勧めていたことについて、原告側は許諾を了承しておらず、黙示の許諾が成立しているとは言えない。

争点6（引用の抗弁）

当裁判所は、本件各原告著作物の翻案の成立を否定する。法48条1項1号によれば、他人の著作物を引用する場合、著作物の出所の明示をしなければならない。

ここで、被告は「料理人 Youtuber J」との記載を本件記事上に行っているが、これにより出所の明示があると主張している。

この点、出所の表記は、普遍的に著作者を特定できる表記である必要があるため、本件の被告ホームページ記事の表記は、著作者を特定するに足りる程度の出所を表記しているとはいえない。したがって、本件の事情では法32条の出所明示義務を果たしておらず、「引用」は成立しない。

第6 結語

以上によれば、本件原告写真および原告テロップはいずれも著作物ではあるものの、被告写真および被告テロップは、原告写真および原告テロップの翻案権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。

以上により、原告の請求はすべて棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上

令和 5 年 11 月 3 日

日本大学法学部三崎町地方裁判所第 88 部

裁判長裁判官	森	かれん
裁判官	田 中	滴
裁判官	松 本	秀 蓮